



来て「しらかわ」 住宅取得支援事業補助金

「県外から市内へ」「市外から市内へ」移住するために
市内で補助対象住宅を取得した方へ補助金を交付します。



みちのくの玄関「白河市」に移住しませんか！

【補助金額】

「県外」からの移住 最大200万円 (福島県の補助金を含む)

「市外」からの移住 最大100万円

申請の1ヶ月前までにご相談ください。

【主な補助要件】 ※補助対象住宅を取得した日から6箇月以内に申請が必要です。

- ◇補助対象住宅（新築・中古）の契約日が平成30年4月1日以降であること。
- ◇補助対象住宅の延べ面積が原則として誘導居住面積水準を満たすこと。
- ◇自ら居住するために補助対象住宅を取得した県内外からの移住者であること。
- ◇原則として取得日（登記日）以前の市外在住期間が1年以上であること。
- ◇原則として補助金交付年度内に市内への移住が完了していること。
- ◇3年以上継続して補助対象住宅に定住すること。 ※その他にも要件があります。

・申請期間・ 2019年4月15日（月）～2020年1月31日（金）

（予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります）

お問い合わせ先 建築住宅課 建築係 電話：0248-22-1111（内線：2264）

午前8：30～12：00 午後1：00～5：15 ※土日祝日&12/29～1/3を除く

◇誘導居住面積水準について

◎ 誘導居住面積水準は下記により算出します。

□戸建住宅（一般型誘導居住面積水準）

ア 単身者の場合 55㎡

イ 2人以上の世帯の場合 25㎡×世帯人数+25㎡

□集合住宅（都市居住型誘導居住面積水準（最大75㎡）） ※集合住宅：分譲マンションなど

ア 単身者の場合 40㎡

イ 2人以上の世帯の場合 20㎡×世帯人数+15㎡

注1 上記の式における世帯人数は、「3歳未満の者は、0.25人」、「3歳以上6歳未満の者は、0.5人」、「6歳以上10歳未満の者は、0.75人」として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする。

注2 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記面積から5%を控除する。

◇補助額について

◎ 補助額（基本額+加算額）は下記によります。「補助対象経費の1/2」又は「補助基本額と各加算額の合計」のいずれか低い額

補助基本額		県外からの移住		市外からの移住	
		居住面積水準以上 130万円 ※1 120万円 ※2	居住面積水準未満 60万円	居住面積水準以上 60万円	居住面積水準未満 30万円
加算額	1. 年齢や世帯構成について (若年者・新婚世帯・子育て世帯)	20万円 ※3	10万円	10万円	
	2. 就業や雇用の促進について (誘致企業従業員・認定就農者 空き店舗対策事業者)	20万円 ※3	10万円	10万円	
	3. 地域産業の活性化について (市内施工業者又は設計業者)	20万円 ※3	10万円	10万円	
	4. 居住地の誘導について (中心市街地など)	10万円		10万円	
最大補助額		200万円	100万円	100万円	70万円

※1：来て「ふくしま」住宅取得支援事業（県補助）による基本額70万円を含む（加算額1～3のいずれかに該当する場合）

※2：来て「ふくしま」住宅取得支援事業（県補助）による基本額60万円を含む（上記以外の場合）

※3：来て「ふくしま」住宅取得支援事業（県補助）による加算額10万円を含む

◇申請について

◎ 申請期間内に、申請書に必要な書類を添えて、執務時間（土日祝日および12月29日～1月3日を除く、午前8時30分～12時、午後1時～5時15分）内に本庁舎建築住宅課窓口へ直接提出してください。※郵送での受付、各庁舎での受付はできません。

◎ 申請書等の様式は建築住宅課（市役所2階）で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。

◎ 同一の住宅について複数申請された場合には、全ての申請を無効とします。

◎ 基準日（登記日）時点で要件の全てを満たしている必要があります。

◎ 提出書類が全て揃っていない場合は受付が出来ませんのでご注意ください。（記入漏れにご注意ください。）

◎ 写し（コピー）が必要なものについては必ず写し（コピー）をお持ちください。

お問い合わせ先 **建築住宅課 建築係** 電話：0248-22-1111（内線：2264）

午前8：30～12：00 午後1：00～5：15 ※土日祝日&12/29～1/3を除く